

○立命館大学+R校友会未来人財育成奨学金（海外留学支援）規程

2017年4月26日

規程第1121号

（目的）

第1条 立命館大学+R校友会未来人財育成奨学金（海外留学支援）（以下「本奨学金」という。）は、立命館大学校友会未来人財育成基金の一部を原資とし、本大学が実施する海外留学の参加費用の一部を補助することにより、海外留学への参加を奨励することを目的とし、その取扱いはこの規程の定めるところによる。

（受給者）

第2条 本奨学金の受給者は、学部の学生であって、国際部長が授業科目「Global Fieldwork Project」（以下「本実習」という。）の履修を認めた者とする。

（支給金額）

第3条 本奨学金の支給額は、5万円とする。

（受給者の義務）

第4条 受給者は、次の各号に定める事項を行わなければならない。

- (1) 所定の誓約書を提出すること。
- (2) 成果報告書を提出すること。
- (3) 本大学または立命館大学校友会から求められた場合は成果発表を行うこと。
- (4) 成果報告書について本大学または立命館大学校友会のホームページ等で公表すること。

（支給の方法）

第5条 本奨学金は、本実習に要する実習費から支給金額を差し引く方法により支給する。

（届出）

第6条 受給者は、本実習への参加を中止する場合は、すみやかに国際部長に届け出なければならない。

（支給の取消し）

第7条 国際部長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、本奨学金の支給を取り消すことがある。

- (1) 本実習への参加を中止したとき。
- (2) 本大学が求める提出書類への虚偽の記載その他の不正の事実が判明したとき。
- (3) 正当な理由なく第4条に定める事項を行わなかったとき。

(納入)

第8条 国際部長は、前条により支給を取り消された者に対し、本奨学金に相当する額の納入を求める。

2 前項により、納入を求められた者は、納入を求められた日から起算して2週間以内に請求額を納入しなければならない。

(施行細目)

第9条 施行にかかわる細目は、国際部長が定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

この規程は、2017年4月26日から施行する。